

平成 3 0 年度再課程認定申請大学等数について

再課程認定申請大学等数

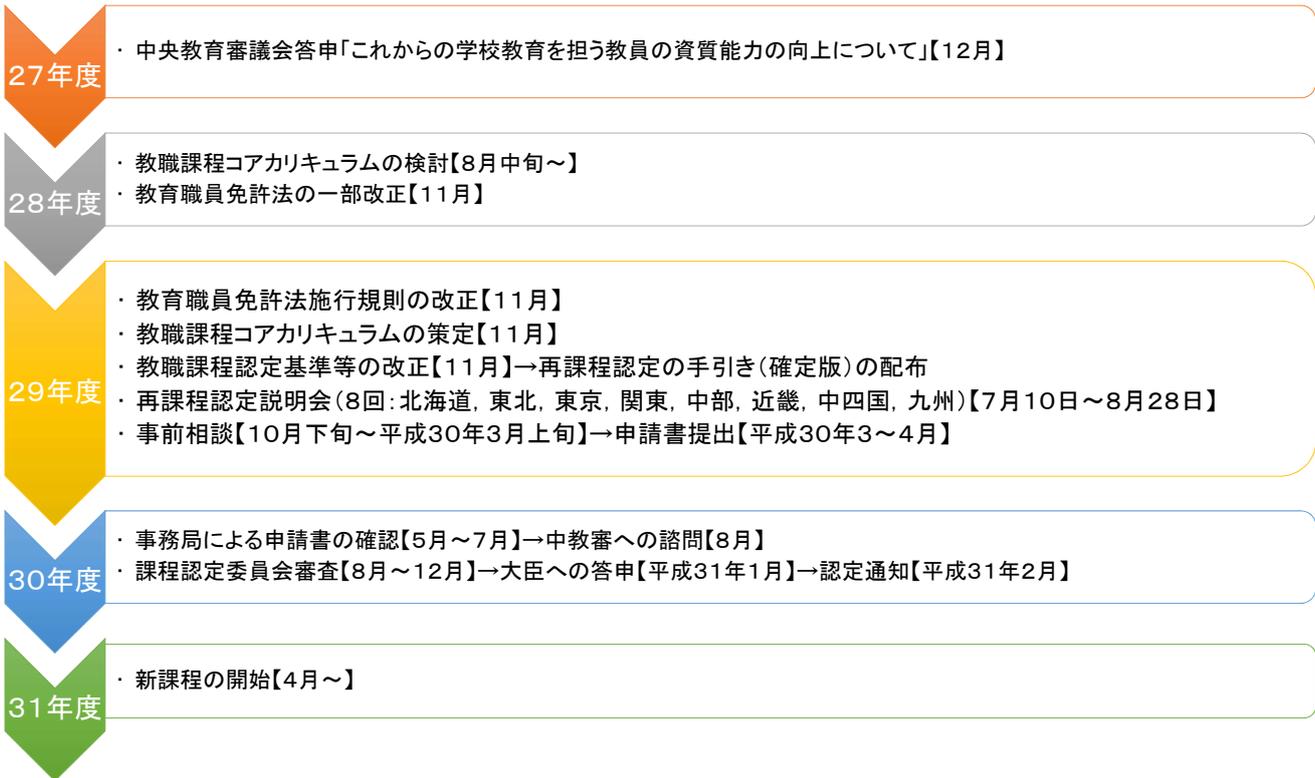
区 分	大学等数	再課程認定申請 大学等数※	全体に占める割合
大 学	7 5 6 校	6 0 1 校	7 9 . 5 %
大学院	6 2 3 校	4 1 0 校 (4 1 1 校)	6 5 . 9 % (6 6 . 0 %)
大学専攻科	7 9 校	1 9 校 (3 3 校)	2 4 . 0 % (4 1 . 7 %)
短期大学	3 3 2 校	2 2 7 校	6 8 . 4 %
短期大学専攻科	1 0 5 校	1 7 校	1 6 . 2 %

※カッコ書きの数値は特別支援教育学校教諭養成課程のみを有している大学等数を含んでいる。

※改組等により既存の教職課程を全て取り下げ、通常課程認定申請大学を行っている大学等は再課程認定申請大学数に含まれていない。

再課程認定の状況(スケジュール(平成30年8月現在))

免許法及び施行規則の改正に伴い、平成31年度より新教職課程が開始することとなるため、平成30年4月1日までに認定を受けた教職課程については、改めて平成30年度中に認定を受ける必要がある。



1

平成30年度 再課程認定等スケジュール(予定)(平成30年8月現在)

	平成31年度開設関係		平成32年度開設関係
	再課程認定	通常の課程認定	
3月	申請書受付 → 締切(4月末日)	申請書受付 → 締切(末日)	
4月	事務局確認・事務指摘事項伝達・ 補正対応(確認次第随時)	事務局確認・事務指摘事項伝達・ 補正対応(確認次第随時)	
5月		↓	
6月		諮問(教員養成部会) 課程認定委員会(1次・2次審査)	
7月		指摘事項伝達・補正対応(随時)	
8月	↓ 諮問(教員養成部会) 課程認定委員会(1次・2次審査)		
9月	指摘事項伝達・補正対応(随時)	↓	・教職課程認定審査の確認事項1 (1)③による変更届提出期限
10月		答申(教員養成部会)	
11月		認定通知書発送	・教職課程認定申請の手引き 発行
12月			・確認事項1(1)③変更届審査 ・教職課程認定に関する事務 担当者説明会 ・事前相談(下旬～)
1月	↓ 答申(教員養成部会)	認定後の専任教員変更申請期限	
2月	認定通知書発送 認定後の専任教員変更申請期限		↓
3月	学則差替	学則差替	申請書受付 → 締切(末日)

2